

「自動車データセキュリティの管理に関する若干の規定(試行)」の概要

～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報
専門家による政策解説～

2022年2月

日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所

海外調査部

【免責条項】

本レポートは、北京市環球法律事務所に委託し、作成したものです。
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

「自動車データセキュリティの管理に関する若干の規定（試行）」（以下、「規定」という）が2021年8月16日に公布され、2021年10月1日から施行されています。

1. 規制対象

「規定」では、規制対象となる「自動車データ取扱者」について「自動車データの取り扱い活動を行う組織」としており、非常に幅広い定義となっています。具体的には、自動車メーカー、パーツおよびソフトウェアのサプライヤー、ディーラーやディストリビューター、保守整備事業者、カーシェアリング・ライドシェアリング運営会社等が含まれるとしており、自動車業界の川上から川下産業に従事するほとんどの事業者が含まれると考えられます。

2. 自動車データ

「規定」は、「自動車データ」について、中国国内で設計、生産、販売、保守整備、管理される自動車に係る個人情報または重要データを含むとしています。

(1) 自動車データ取扱原則

「規定」第6条では、自動車データ取扱者に対し、自動車データ取扱活動を展開する中で以下の原則を堅持するよう呼びかけています。

- (ア) 車内処理原則。真に必要な場合を除き、車外に（自動車データを）提供しない
- (イ) デフォルト不収集原則。運転者が自発的に設定した場合を除き、毎回の運転時のデフォルト設定を「データを収集しない」状態とする
- (ウ) 精度範囲適用原則。提供する機能・サービスのデータ精度に関する要求に基づきカメラ、レーダー等のカバー範囲、解像度を確定する
- (エ) マスキング処理原則。可能な限り匿名化、非識別化等の処理を行う

(2) 個人情報について

個人情報保護に関しては、「規定」中の要求は基本的に「中華人民共和国個人情報保護法」と同様ですが、自動車業界の特徴を踏まえて規定がより詳細化されています。

「規定」では、自動車データ取扱者はユーザーマニュアル、車載ディスプレイ、音声、自動車使用関連アプリ等の目に留まりやすい方法によって、個人情報の取り扱いに関連する事項の告知を行わなければならないとしています。

また、「規定」では自動車業界における機微な個人情報の取り扱いについて具体的な規定を設けており、車両走行履歴、音声、映像、画像および生体認証の特徴は全て機微な個人情報に該当し、これらの取扱にあたっては、以下の要件（法律、行政法規および強制性国家標準等の要件）を満たさなければならないとしています。

- (ア) 個人に対し直接的なサービスの提供を目的とすること。走行の安全の強化、AI制御による走行、ナビゲーション等を含む
- (イ) ユーザーマニュアルや車載ディスプレイ、音声および自動車を使用する関連のアプリプログラムなどの方式により必要性和個人への影響を告知すること
- (ウ) 個人の個別の同意を取得すること。個人は同意する期限を自主的に設定することができること

- (エ) データ収集のモードの切り替えができること。個人がデータ収集を終了しやすい適当な方法により収集モードを知らせること
- (オ) 削除権の保障。個人が削除を要求した場合、10 営業日以内に削除しなければならない
さらに、「規定」第 8 条では、「走行の安全上の必要性から、車外個人情報の採集および車外への提供について個人の同意を取得することができない場合は、識別可能な自然人を含む画像の削除または画像中の顔情報等に対する局部輪郭化処理の実施等を含む匿名化処理を行わなければならない」としています。

(3) 重要データ取扱について

「規定」では、自動車業界に係る「重要データ」について、「一旦改ざん、破壊、漏洩または不正取得、不正利用がなされると、国家安全、公共利益または個人・組織の合法的な権益に損害を与える恐れのあるデータ」と定義しており、具体的には以下のものを含むとしています。

- (ア) 重要センシティブ・エリア（軍事管理エリア、国防科学工業機関および県レベル以上の中国共産党機関・国家行政機関等）の地理情報、人員・車両の出入り数量等のデータ
- (イ) 車両の走行量、物流等の経済状況を反映するデータ
- (ウ) 車両充電ネットワークの稼働データ
- (エ) 顔認証情報、ナンバープレート情報等の車外撮影、画像データ
- (オ) 10 万人を超える個人情報主体に関わる個人情報
- (カ) 主管機関が確定するその他データ

「規定」では、「中華人民共和国データセキュリティ法」が定める重要データの取扱活動に関するリスク評価の実施義務および評価結果の報告義務以外にも、重要データの取扱状況（重要データの越境提供の状況を含む）をインターネット情報部門および関係部門に報告する義務の履行を各自動車データ取扱者に求めています。

「規定」第 13 条では、自動車データ取扱者は重要データ取扱活動を展開するにあたり、毎年 12 月 15 日までに、省、自治区、直轄市のインターネット通信部門および関係部門に、以下の年度自動車データセキュリティ管理状況を報告しなければならないとしています。

- (ア) 自動車データセキュリティ責任者、ユーザー権利利益事務連絡担当者の氏名および連絡先
- (イ) 取扱う自動車データの種類、規模、目的および必要性
- (ウ) 自動車データのセキュリティ防備および管理措置。保存場所、期限等を含む
- (エ) 国内第三者への自動車データ提供の状況
- (オ) 自動車データセキュリティ事件および処置の状況
- (カ) 自動車データ関連のユーザーからの苦情およびその処理の状況
- (キ) 国家インターネット情報機関が国务院の工業情報化、公安、交通輸送等の関係部門と明確化する自動車データセキュリティ管理に関するその他の状況

また、「規定」第 14 条では、国外に重要データを提供する自動車データ取扱者は、第 13 条の要求する状況のほか、以下の状況についても補充報告しなければならないとしています。

(ア) 受領者の基本状況

(イ) 国外に提供する自動車データの種類、規模、目的および必要性

(ウ) 国外における自動車データの保存場所、期限、範囲および方法

(エ) 国外への自動車データ提供に関連するユーザーからの苦情およびその処理の状況

(オ) 国家インターネット情報機関が国務院の工業情報化、公安、交通運輸等の関係部門と明確化する国外への自動車データ提供にあたり報告を必要とするその他の状況

さらに、「規定」では、重要データは法により中国国内に保存しなければならない、業務上の必要により真に越境提供の必要がある場合は安全評価を実施しなければならないとしています。

北京市環球法律事務所

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20210084>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 中国北アジア課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5181
E-mail：ORG@jetro.go.jp